		貝科と一
改正案	現行	
かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会におけるワーキンググループの設置及び運営 に関する要綱	かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会におけるワーキンググループの に関する要綱	の設置及び運営
第1条~第3条 (略)	第1条~第3条 (略)	
(グループ長) 第4条 ワーキンググループにグループ長を置く。 2 グループ長は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室脱炭素ライフスタイル担当課長を持って充てる。 第5条~第6条 (略)	(グループ長) 第4条 ワーキンググループにグループ長を置く。 2 グループ長は、神奈川県 <u>産業労働局産業部エネルギー課長</u> を持って充てる。 第5条~第6条 (略)	
(事務局) 第7条 ワーキンググループの事務局は、神奈川県 <mark>環境農政局脱炭素戦略本部室</mark> が担う。	(事務局) 第7条 ワーキンググループの事務局は、神奈川県 <u>産業労働局産業部エネルギー課</u> が	が担う。
第8条 (略)	第8条 (略)	
附 則 この要綱は、平成25年10月24日から施行する。	附 則 この要綱は、平成25年10月24日から施行する。	
附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。	附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。	
附 則 この要綱は、平成28年7月28日から施行する。	附 則 この要綱は、平成28年7月28日から施行する。	
附 則 この要綱は、平成29年7月19日から施行する。	附 則 この要綱は、平成29年7月19日から施行する。	
<u>附 則</u> この要綱は、令和5年6月 日から施行する。		